

申され候。さ候間方上神田の事は、せんきのごとく聞分可申候、平に御歸候て、今度の御遊行おなし申され候へと、中人をもつて色々申され候間、さ様に候はゞ、壹町之分聞わけられたる一行を、五井方より給候て罷歸、御神事お成可申候由中人に申候處に、法印・院主うけ給候事は、すでに兵庫も御屋形奉公の人にて候、又愚僧共も年よりて申事にて候へば、一行までもある間敷候。我らに御まかせ候て、御歸候て御神事御つとめ候へ。たとい以後して兎角被申候共、其時は愚僧、大宮殿お同道申、御屋形様々ともになげき可申候間、此上は是非に不及、(珠洲郡)上戸より罷歸、九月の御遊行其外御神事各々成申候。さ候間、彼御神事ことごとくつとめ申候て以後に、五井兵庫いへん仕候。言語道斷の次第候。然共中人以前被申候たる事ども候間、中人へとゞけ候。ちうにんもめいわく候て、兵庫方へ色々被申候へ共、更に承引不被申候。さ候へば、神田悉おとし候間、これにては道不行候間、十月廿八日に荷中へ罷出、表野太郎三郎おたのみ、かの公

事の様始中終申候處に、則池田かものすけ・片山三郎兵衛兩人を申入候。やがて霜月六日に遊佐殿披露候。やがて御聞わけ候て、五井方へ召符(符)つかわれ候。その返事は、兵庫觀樂候とてついに出符不申候。同名小三郎と申候者出符させ色々申候處に、遊佐殿よりは、四角一方の大社の御下地、昔より代官として手を入ざる在所を、悉皆落候事由にて候。何かもいらす、御屋形様に注進可申候とて、極月十八日に、大宮申狀に遊佐殿の御すいきよを御副候て御ちうしん候。則目安の案文これにあり。然間遊佐殿仰られ候子細は、兩方よりの儀具に注進申候。され共年内は到來有間敷候間、年始の御神事たいてん候ては、上らふの御ため不可然候。所詮注進到來の間、まづ神田の年貢大宮方へわたされ、年始の御神事なし申され候はゞ可然候由仰候て、兵庫方へ田中次郎四郎つかわれ候。やがて大宮同道候て罷下候。さ候間、田中兵庫方へ罷出、子細委申候へ共、猶以承引不被申候間、田中罷上候。又大宮より人を上、遊佐殿へかの子細申候處に、

遊佐殿が御返事により、年始の御神事悉つとめ申候。就中御屋形様に注進、文明十年正月十日に荷中へ到來候。彼神田おことごとく御社へ歸申候へと御奉書お、遊佐殿より此方へ給候。其御奉書これにあり。又神保加賀殿よりも御奉書かさねて給候。これにあり。隨而五井兵庫、神慮の御罰かぶり候事。

一、北より大なるひかり物、兵庫家の上へ飛落、家つぶるゝ。

一、きつね兵庫家の内夜るひるのし(差)や別なく亂入候。

一、極月廿八日に軒ばにごま生出を、こぎ候へば、時程に又生出候。

一、十二月小晦の夜の夢に、兵庫枕上に御神の御すがたして、白羽の弓矢にて、のふへおとをすと見しより不しよく候。

一、正月朔日に親の處へ禮出候が、道にくれんにうせ候て見へず候。その日のいりのさかりに見出し候。

一、正月廿日に出符すべく候とて我宿を出候が、さきへ

は不行候て、内の者共あひて、此大勢の社人にとり籠られて、いづくへ可(符)行ぞとて、跡へも不歸、さきへも不行候間、やうく手を引候て、蛸嶋幾野番頭が家まで引つけ候。やがて廿日の夜の曉腹をきり候。それをも難波入道、向いとこの僧・殿原・中間、前後おはなれぬ者共、夢にも不知候。夜あけ候て、内者共見つけ候て、言語道斷の次第、高座宮の御罰をかぶり候。國中の事は申不及、他國までも風聞候。是非なく候事共にて候。

一、谷屋三郎さへもん兄弟親子三人、極月十八日にし(死)に候。とりわけ此者共は、神領をふみ候間、こし足手ぬけ候てうせ候。

一、兵庫親父將監入道、これも神罰かぶり候て、同年八月廿三日に死候。

一、林が子もしに候。あまり不思議候間、末代のため如此注置候。

文明拾年八月廿八日 友 永 在判

十二月廿一日。幕府、鹿島郡永光寺をして、諸